

# 令和5年度江東区障害福祉 サービス事業者等集団指導

## 実地指導における主な 指摘事項について（訪問系）

江東区障害福祉部障害者施策課  
指導検査係



# 対象サービス

- ▶ 居宅介護
- ▶ 重度訪問介護
- ▶ 同行援護
- ▶ 行動援護
- ▶ 移動支援



## 目次

- ▶ **1 人員及び運営の基準**
  - (1) 人員基準
  - (2) 個別支援計画
  - (3) サービス提供の記録
  - (4) 利用者負担額の受領
  - (5) 衛生管理
  - (6) 記録の保存
- ▶ **2 報酬関係**



# 1 人員及び運営の基準

## (1) 人員基準

【基準上配置すべき従業者】

▶ 管理者・常勤・専従

管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

⇒当該事業所の従業者（サービス提供責任者・居宅介護員）との兼務可

▶ サービス提供責任者・常勤・専従

事業規模に応じて1人以上。当該事業所の管理者兼務可

▶ 従業者・常勤換算で2.5人以上（サービス提供責任者含む）



## 障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について（令和3年4月から）

・指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業員であって下記の資格を有し、専ら指定居宅介護の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置する。  
（平成24年東京都条例第155号及び平成24年東京都規則第175号）

サービス提供責任者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）										その他	実務要件	経過措置		
			居宅介護 養成研修 課程 (1級)	居宅介護 養成研修 課程 (2級)	訪問介護 員 (1級)	訪問介護 員 (2級)	介護職員 基礎研修	行動援護 従事者 (注1)	実践 (基礎 研修 及び実 践)	強度 行動 障害 支援	学 科 1 学 院 視 覚 障 害	タ リ テ 1 シ ョ ン セ ン				国 立 障 害 リ ハ ビ	居 宅 介 護 職 員 初 任 修 習
居宅介護	○	○	○	注2 30%減算	○	注2 30%減算	○						注2 30%減算	注2 30%減算			
行動援護	注4	注4	注4	注2 注4	注4	注2 注4	注4	注3	注3				注2 注4	注2 注4		注3	注4
重度訪問介護	○	○	○	注2	○	注2	○						注2	注2	注5		
同行援護	注6	注6	注6	注2 注6	注6	注2 注6	注6				○		注2 注6	注2 注6			
重度障害者等包括支援	相談支援専門員の資格を有し、3年の実務経験（注7）																

（注1）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

（注2）実務経験3年以上。（居宅介護については30%減算）

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。

（注3）知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に3年以上従事した者

（注4）令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。

（注5）サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

（注6）同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）の修了者

（注7）重度障害者等包括支援の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上ある者

【配置基準】＊ 次のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

〔居宅介護・行動援護・同行援護〕

① 当該事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人配置

② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又は450時間毎に1人配置

③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人配置

④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合においては、当該事業所の利用者の数が60人又はその端数を増す毎に1人配置

〔重度訪問介護〕

① 当該事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人配置

② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又は1,000時間毎に1人配置

③ 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人配置





②ヘルパー資格要件と報酬の減算（通院等介助に準じます。）

区分	身体障害者(児)	知的障害者(児)	精神障害者(児)
介護福祉士、看護師、准看護師	○	○	○
実務者研修修了者	○	○	○
介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修修了者	○	○	○
介護職員基礎研修修了者	○	○	○
訪問介護員・居宅介護従業者養成研修(1・2級)修了者	○	○	○
生活援助従事者(身体介護を伴わない場合のみ)修了者	○	○	○
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 ※注1・注2	○	○	×
訪問介護員・居宅介護員養成研修修了者(3級) ※注1・注2	○	○	×
重度訪問介護従業者養成研修修了者	○ (全身性障害者(児) のみ)	×	×
全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者			
全身性障害者移動支援従業者養成研修修了者			
日常生活支援従業者養成研修修了者	○ (視覚障害者(児) のみ)	×	×
同行援護従業者養成研修修了者			
視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者			
視覚障害者移動支援従業者養成研修修了者			
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者	×	○	×
知的障害者外出介護従業者養成研修修了者			
知的障害者移動支援従業者養成研修修了者	×	○	○
行動援護従業者養成研修修了者			
強度行動障害支援者養成研修修了者			
みなし証明者(各サービスごと) ※注1・注2	○	○	×

＜移動支援＞  
江東区移動支援事業  
ガイドライン令和5年4月掲載資料

★令和4年度から視覚障害者（障害者総合支援法の規定による同行援護の対象で「特例による通学・通所通年利用可」の支給決定を受けている場合（受給者証に記載あり））が新たに対象者として追加されました。

※注1 身体介護を伴う場合は30%減算 ※注2 身体介護を伴わない場合は10%減算（身体介護を伴う・伴わないについてはQ7参照）  
その他、「介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修・訪問介護員養成研修2級・居宅介護従業者養成研修2級」を終了したサービス提供責任者が作成した移動支援計画に基づくサービスの提供に要した費用の額は、身体介護を伴う場合、身体介護を伴わない場合のいずれも30%減算



## ◆主な指摘事例（人員基準）

### 事例

居宅介護職員初任者研修修了者等（3年以上介護等の実務経験あり）であるサービス提供責任者が作成した個別支援計画に基づいてサービス提供をした場合に、給付費を減算していない。〈居宅介護〉

⇒居宅介護職員初任者研修修了者等のサービス提供責任者が作成した個別支援計画に基づいてサービス提供した場合は、100分の70で算定する。

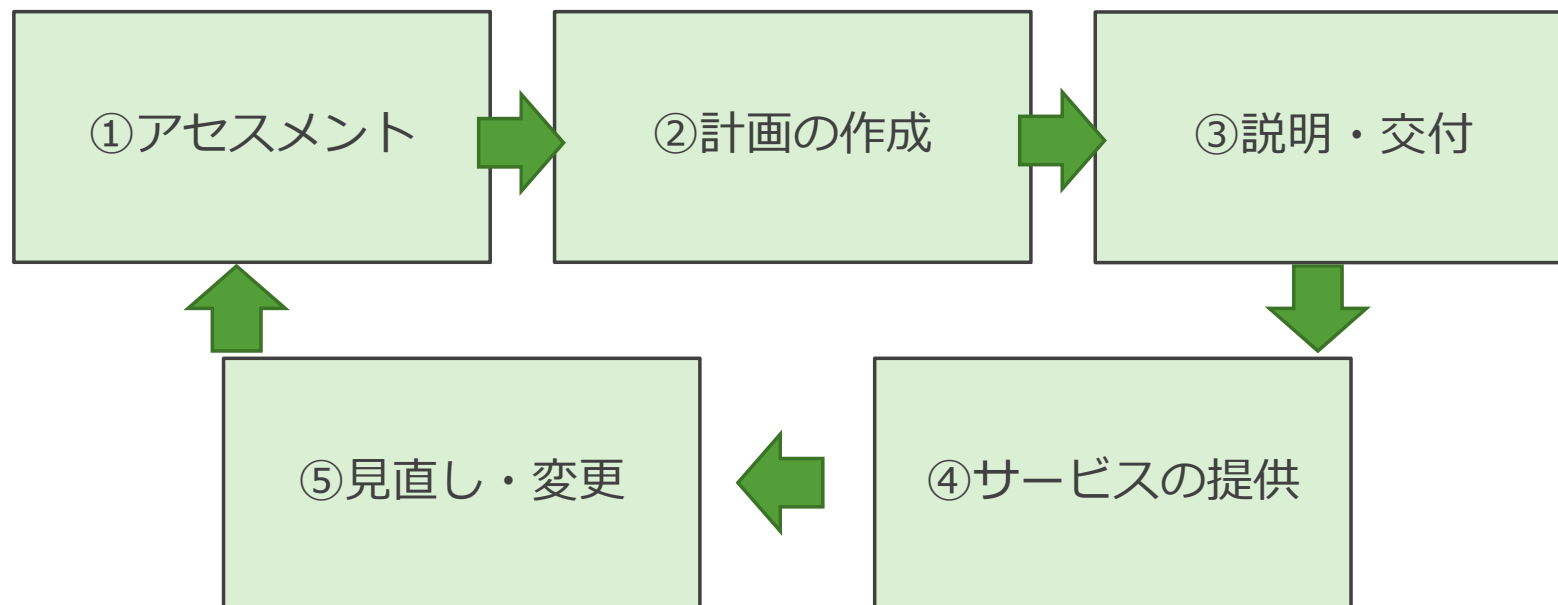
⇒保有資格により算定できる単位が異なるので注意する。





## (2) 個別支援計画

### 【計画作成の流れ】



## 【計画作成の手順】

### ① アセスメント

- ▶ 利用者の基本情報の把握（フェイスシートの作成）
- ▶ 課題の抽出等を行う。
- ▶ サービスについての利用者の意向の確認。
- ▶ アセスメントの記録を残す。



## ②計画の作成

- ▶ アセスメントに基づき、以下を盛り込んだ計画案を作成する。
  - ・ 援助の方向性、目標
  - ・ サービスの具体的内容、日程及び所要時間
  - ・ 担当する従業者の氏名及び資格 等
- ▶ サービス提供責任者が作成する。（作成者名を記載する。）
- ▶ 手順書の作成が望ましい。
- ▶ 身体介護、家事援助を連続して計画に位置付ける場合には、それぞれのサービス提供時間、サービス内容を明確に区分する。（居宅介護）
- ▶ 移動支援や介護保険の訪問介護などの他サービスと混同して記載しない。



### ③ 計画の説明・交付

- ▶ 利用者及び同居の家族にその内容を説明し、交付する。

上記の計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

説明日		説明者名	児童発達管理責任者 ○○ ○○
同意日		保護者名	
		利用 児童名	

### ④ サービスの提供

- ▶ 個別支援計画に基づいたサービスを提供する。

### ⑤ 計画の見直し・変更

- ▶ 計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画を変更する。  
⇒ 受給者証の更新、支給決定量の変更、計画と実際のサービス提供が合致しない場合等



## (3) サービス提供記録

- ▶ サービス提供の都度記録する。
- ▶ サービス提供日、サービスの具体的内容（支援内容、利用者の状況）、実績時間数等について記載する。
- ▶ 給付費算定や利用者負担額に影響すること（加算に係る支援内容等）は、具体的に記載する。
- ▶ 利用者から確認（署名等）を得る。  
⇒ 「サービス提供実績記録票」とは別に記録し、確認を得る。
- ▶ 他サービス（移動支援、訪問介護等）と混在して記載しない。



## ◆サービス提供記録の主な指摘事例

### 事例1（居宅介護）

身体介護と家事援助を連続してサービス提供した場合に、それぞれの内容や時間が明確に区別されて書かれていない。

⇒身体介護の内容とその実績時間数、家事援助の内容とその実績時間数を明確に区分して記入する。

### 事例2（重度訪問介護）

移動介護加算の算定に係るサービス提供日、サービス提供内容を記録していない。

⇒算定根拠となる重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における加算算定時間中の介護内容（外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等）、算定日時等を記録する。



## (4) 利用者負担額の受領

- ▶ 給付費の1割負担額以外（移動支援は0.5割）で徴収できる費用
  - ・ 通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを行う場合の交通費（実費相当額）
- ▶ 直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当である費用に限られる。
- ▶ サービスの内容、費用について重要事項説明書等で事前に説明し、同意を得る。
- ▶ 支払いを受けた場合には、領収証を交付する。  
(領収証・請求書のいずれかで内訳もわかるようにする。)  
(銀行振込による受領の場合も領収証の発行が必要です。)



## (5) 衛生管理

- ▶ 従業員の感染予防の備品等（手袋・マスク・手指消毒液等）は事業所が配布する。





## (6) 記録の保存

- ▶ 保存しなければならない記録
  - ・ サービス提供記録
  - ・ 個別支援計画
  - ・ 身体拘束等の記録
  - ・ 苦情の内容等に係る記録
  - ・ 事故の記録
  - ・ 基準第29条に規定する区市町村への通知に係る記録
- ▶ 保存期間
  - ・ サービスを提供した日から少なくとも **5年**以上保存
  - ※ 指定訪問介護等だと2年の保存であるが、  
障害福祉サービスは5年の保存であることに注意  
(契約書等の記録の保存が2年になっていることが多い)



## 2 報酬関係

### ▶ 給付費の算定時の注意点

① 人員の配置について、資格・実務経験の要件を満たしているか。

⇒ 無資格、減算対象の資格 等

② サービス内容について、算定要件を満たすよう区分しているか。



## 事例 1

家事援助を身体介護として算定している。〈居宅介護〉

⇒異なるサービスを連続して提供した場合は、サービス内容等を分けて記録し、それぞれのサービス所要時間に応じて算定する。

## 事例 2

単なる見守りや外出時の介助を居宅介護サービス費で算定している。

⇒居宅介護サービス費では、単なる見守りや通院等でない外出時の介助について算定できない。



## 初回加算

新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について算定する。

- ▶ サービス提供責任者が支援または同行訪問したことを記録する。
- ▶ 初回もしくは初回のサービスを行った日の属する月に同行した場合に対象となる。



## 移動介護加算（重度訪問介護）

個別支援計画に位置付けた移動中の介護を行った場合に算定する。

- ▶ 個別支援計画に、加算に係る内容（サービス提供日時、提供内容）を位置付ける。
- ▶ 移動介護加算に係るサービス提供の記録を残す（外出していない場合は算定不可）。



## 支援計画シート等未作成減算（行動援護）

行動援護の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合に減算する。

- ▶ 該当する月から当該状態が解消された月の前月まで。
- ▶ 減算割合
  - ・ 所定単位数の100分の95を算定



# 主な法令等

## ▶ 条例

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

## ▶ 解釈通知

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

## ▶ その他報酬基準等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）



## 最後に

### ▶ 令和3年度報酬改定の内容について

集団指導で触れられていないところがあるため、厚生労働省HPを参照し、各事業所で確認をお願いいたします。

### ▶ 【厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)





訪問系サービス編は以上です。

ご視聴ありがとうございました。

